

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	Sapporo City Wi-Fi利用状況調査業務						
発 注 課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課						
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社						
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 Sapporo City Wi-Fiより得られたデータに基づき利用状況の調査・分析を行う本業務を担うことができるのは当該事業者に限られる。 また、当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。							
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）						
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>観光・MICE推進部長</td><td>北川 雄次郎</td></tr> <tr> <td>観光・MICE推進課長</td><td>西田 隆光</td></tr> <tr> <td>観光・MICE推進課推進係長</td><td>瀬戸川 貴嗣</td></tr> </table>	観光・MICE推進部長	北川 雄次郎	観光・MICE推進課長	西田 隆光	観光・MICE推進課推進係長	瀬戸川 貴嗣
観光・MICE推進部長	北川 雄次郎						
観光・MICE推進課長	西田 隆光						
観光・MICE推進課推進係長	瀬戸川 貴嗣						

決定確認欄	令和6年11月15日	
委 員 長	書 記	
観光・MICE推進部長 北川 雄次郎 印	事務職員 前本 直樹 印	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。